

第4章 ごみ処理基本計画の施策

第1節 基本計画の考え方と目標

1 基本的な考え方

平成28年2月策定の第3次遠野市環境基本計画で掲げている、目指すべき環境像「自然環境と人間生活の調和」を念頭に、個別目標の1つである循環型社会の構築を実現するために、市民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの減量や資源の循環利用の推進に取り組む必要があります。

ごみ処理における本市の状況は、平成27年10月から岩手中部広域行政組合の「岩手中部クリーンセンター」（熱回収施設）稼働にともない、4市町（遠野市、花巻市、北上市、西和賀町）での広域処理が始まりました。今後はもえないごみ、粗大ごみ、資源ごみの広域処理へ向けて準備が進められています。

ごみの広域処理は、人口減少・超高齢化社会が避けられない状況にあっては、効率的・経済的視点から総合的には有効であるものの、部分的には輸送コストの上昇も想定されます。まずは、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のライフスタイル・ビジネススタイルから脱却し、市民一人ひとりのごみに対する意識改革を徹底し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、なお一層のごみの減量と資源化の向上を進めていかなければなりません。

さらに、今後の課題として、高齢者世帯等への配慮や、大規模な自然災害によって発生する災害廃棄物に対する備えなども検討していく必要があります。

本計画は、今後、市が循環型社会環境調和社会を目指した取り組みを進めるにあたっての基本的な方向を示すものであり、市民・事業者・市の三者に共通した目標や指針となるものです。

2 基本方針

基本目標を達成するために三つの施策を定め、循環型社会の構築を目指します。

基本方針1 ごみの排出を抑制する

ごみの発生や排出を抑制するためには、市民、事業者がそれぞれの立場で廃棄物に対する理解を深め、ごみの排出抑制の必要性を認識することが大切です。

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを重視したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を目指し、まずは優先的にリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rに三者が協働して取り組み、家庭や事業所から排出されるごみに対しそれぞれの役割を果たし、ごみになるものの削減を目指します。

基本方針2 ごみのリサイクルを推進する

限りある資源を有効に使うために、ものを大切にして活用する循環型社会の構築をめざし、市民・事業者・市が協働して資源化への意識を高める啓発やPRを行い、ごみのリサイクルの推進を図ります。

また、効率的で質の高い資源の循環利用を推進するためには、排出源での分別が重要であることを周知徹底します。

基本方針3 ごみの適正処理を推進する

環境に配慮し負荷をできるだけ軽減するために、適正で効率的な施設整備のもと、ごみの排出ルールの徹底を周知するとともに、処理体制の効率化と利便性向上を目指します。

3 基本目標

(1) 市民一人1日当たりのごみ排出量（発生抑制）

市内で排出されるごみ（収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）の年間排出量を、市民一人1日あたりに換算した量を発生抑制の目標指標とします。

この指標は、家庭系ごみだけでなく事業系ごみや集団回収で資源化されている量も含まれます。つまり、ごみの種別に関係なくごみ量全体の削減目標です。

【発生抑制の数値目標】

指 標	平成 32 年度目標
市民一人1日当たりごみ排出量（g） （平成 26 年度実績 883 g）	818 g：平成 26 年度の約 7%削減
【目標の考え方】 リサイクルするものを含めて一般廃棄物の発生抑制の進展度合いを総体的に測る指標であり、県の標準目標（925 g）は平成 26 年度実績ですすでに達成できているので、平成 27 年度の満足目標 859 g を基準に、平成 28 年度から毎年前年度の約 1%程度削減することを目標とします。	

(2) 市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（排出抑制）

市民が日常生活で排出するごみ（集団回収量、資源ごみを除く）の年間排出量を、市民一人1日あたりに換算した量を排出抑制の目標指標とします。

この指標は、日常生活で発生するごみのうち、資源として分別収集されたものや集団回収として資源化されたものを除く、もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみの合計です。つまり、資源化以外のごみ処理（焼却処理や埋立処分）の対象となるごみ量の削減目標です。

【排出抑制の数値目標】

指 標	平成 32 年度目標
市民一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (g) (平成 26 年度実績 465 g)	410 g : 平成 26 年度の約 12%削減
【目標の考え方】 市民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標であり、県の標準目標 (478 g) は平成 26 年度実績ですすでに達成できているので、県の満足目標 (409g) を平成 32 年度目標とします。資源ごみや事業系ごみを含む全体の発生抑制 (市民一人 1 日当たりごみ排出量) の目標達成を前提に、リサイクル率の目標達成から推計した結果を目標とします。	

(3) 事業系ごみ排出量 (排出抑制)

事業所が排出するごみ (一般廃棄物) の年間排出量を目標指標とします。
この指標は、年間に市が処理する事業系ごみの総量の削減目標です。

【排出抑制の数値目標】

指 標	平成 32 年度目標
事業系ごみ排出量 (t / 年) (平成 26 年度実績 2,737 t)	2,273 t : 平成 26 年度の約 17%削減
【目標の考え方】 事業所から排出されるごみは、基本的には事業者の責任において適正に処理する必要があります。家庭系ごみ同様に、ごみ量全体の削減をするとともに、もえるごみ中の多くを占める紙ごみを含め、分別した資源ごみはできる限り再生事業者等に処理委託 (売却等) をするなど、自ら資源化の推進を図り、平成 27 年度は県の発生抑制の満足目標を達成した場合の事業系ごみ量を基準に、平成 28 年度から毎年前年度の約 2%程度の削減を目標とします。	

(4) リサイクル率 (資源循環利用)

市民が分別排出する資源物量 (収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) に加え、中間処理施設での処理後に資源化される量も含めた総資源化量の、年間排出量に対する割合を資源循環利用の目標指標とします。

【資源循環利用の数値目標】

指 標	平成 32 年度目標
リサイクル率 (%) (平成 26 年度実績 22.8%)	約 30%
【目標の考え方】 平成 26 年度では県の標準目標 (25.0%) まであと一歩です。県の平成 27 年度の標準目標を基準に、平成 28 年度から毎年前年度の 1%ずつ増加することを目標とします。	

(5) 最終処分量

もえるごみの焼却処理後の残渣（うち、飛灰処理物）および、もえないごみ・粗大ごみの破碎処理後の不燃性残渣の年間処分量を目標指標とします。

【最終処分の数値目標】

指 標	平成 32 年度目標
最終処分量（t） （平成 26 年度実績 961 t）	360 t：平成 26 年度の約 63%削減
【目標の考え方】 発生抑制（一人 1 日当たりのごみ排出量）と資源化の推進（リサイクル率）が目標を達成した場合の最終処分量を推計し、加えて広域クリーンセンターでの焼却残渣のうち焼却灰の全量資源化を考慮した結果を目標とします。	

(6) 目標達成した場合のごみ排出量

表 4-1 ごみ排出量の実績と目標達成後の見込み

（単位：t）

年 度	実績					目標		
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H32	H37
人口（人）	30,335	30,031	29,823	29,479	29,150	28,772	26,538	24,351
集団回収	268	283	327	288	299	301	292	279
家庭系	6,445	6,563	6,439	6,448	6,359	6,139	5,358	4,562
もえるごみ	4,955	4,897	4,641	4,609	4,434	4,232	3,589	2,934
もえないごみ	366	437	366	352	341	318	234	178
粗大ごみ	128	125	170	172	173	167	150	129
資源ごみ	995	1,104	1,262	1,315	1,411	1,422	1,385	1,321
事業系ごみ	2,594	3,097	2,880	2,874	2,737	2,581	2,273	2,074
もえるごみ	2,331	2,664	2,498	2,482	2,376	2,257	2,043	1,858
もえないごみ	38	80	69	104	100	95	86	78
粗大ごみ	71	72	104	86	70	67	61	55
資源ごみ	154	281	208	203	192	162	83	83
総ごみ量	9,307	9,942	9,645	9,611	9,395	9,021	7,923	6,915
一人1日当たりごみ排出量（g）	841	907	886	893	883	859	818	778
一人1日当たり家庭系ごみ排出量（g）	492	497	476	477	465	449	410	365
焼却処理量	7,934	8,317	7,873	7,838	7,442	6,765	5,874	5,007
総資源化量※	1,595	1,918	2,060	2,047	2,138	2,330	2,338	2,166
リサイクル率	17%	19%	21%	21%	23%	26%	30%	31%
最終処分量※	940	1,040	969	1,000	961	663	360	306
最終処分率	10.4%	10.8%	10.4%	10.7%	10.6%	7.6%	4.7%	4.6%

※ 総資源化量には、中間処理後の資源化量を含む。 最終処分量には、中間処理後の不燃性残渣を含む。
 リサイクル率＝総資源化量÷総ごみ量×100、 最終処分率＝最終処分量÷（総ごみ量－集団回収）×100

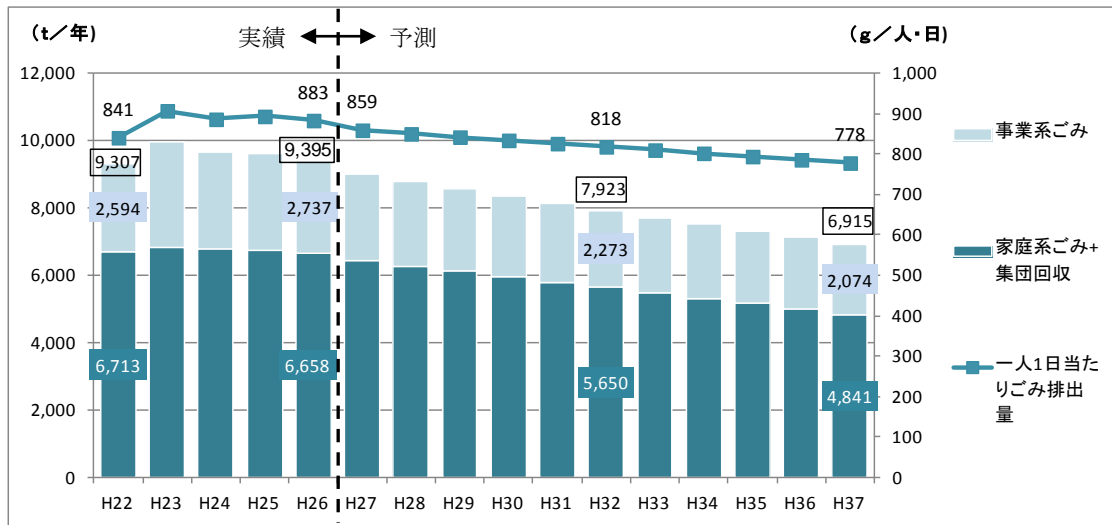


図 4-1 ごみ排出量の実績と目標達成後の見込み

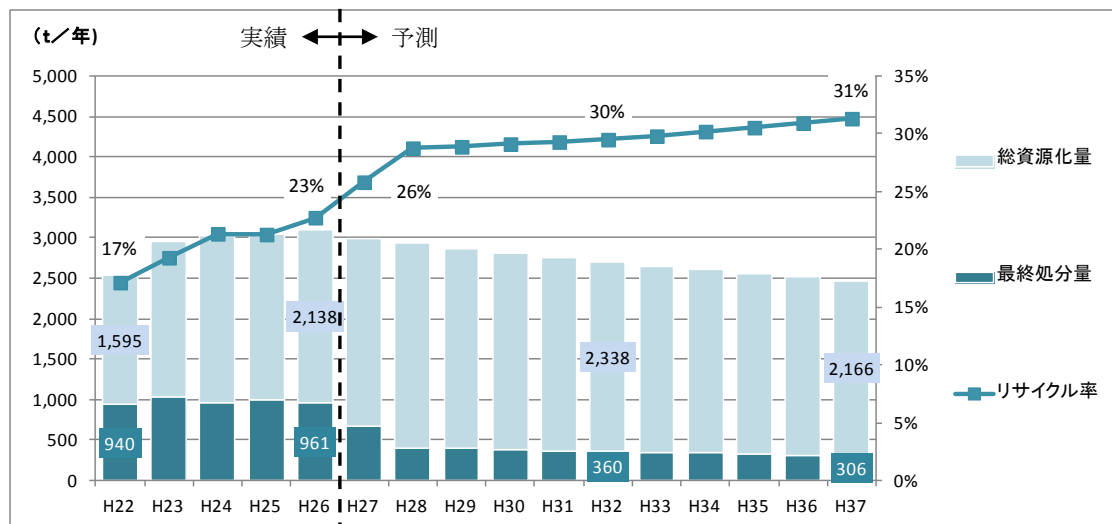


図 4-2 資源化量と最終処分量の実績と目標達成後の見込み

第2節 ごみの排出抑制を推進する施策

1 市民・事業者・市の役割

ごみの排出抑制のためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で工夫し、ごみを発生させないことを心がけることが必要です。

そのためには、それぞれの役割を明確にして取り組まなければなりません。以下にそれぞれが取り組む内容を示します。

(1) 市民の役割

- 使い捨て型のライフスタイルの見直し
 - ・買い物に、買物かごや買物袋（マイバッグ）を持参
 - ・包装は簡易なものを選び、過剰包装を断る
 - ・グリーン商品・詰め替え可能品や長期間使える製品の選択
 - ・トイレットペーパー等は再生品の選択
 - ・使い捨て品の使用を抑制
 - ・環境に配慮している店（エコショップ）の利用
- リユース（再使用）及びリサイクルの推進
 - ・自治会、PTA等の活動としての資源集団回収への参加
 - ・フリーマーケットの積極的な開催、利用
- 生ごみの減量
 - ・必要なものを必要な量だけ、買う・作る
 - ・買ったものは使い切る
 - ・生ごみ処理機・生ごみ処理容器の利用によるたい肥化と製造した「たい肥」の利用

(2) 事業者の役割

- ビジネススタイルの見直しによる発生抑制
 - ・用紙類の再利用や両面使用の徹底
 - ・再生品、詰め替え可能品、再利用できる製品の使用
 - ・流通段階での通い函の使用、店頭での量り売りなど、すぐにごみになるものを出さない工夫
 - ・長く使える製品の製造・販売
 - ・製造、加工、販売等に際して、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の使用
 - ・エコショップ認定制度への参加など、消費者の消費行動の支援
- リユース（再使用）及びリサイクル活動の支援
 - ・店舗等での資源回収の拡大
- 排出ルール順守の徹底
 - ・事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者責任で自ら処理する（自己処理責任の認知）

- ・処理を委託する場合は、正規の許可事業者による処理の励行
- ・事業系ごみは、家庭系ごみに混ぜて集積所へ出さない

(3) 市の役割

- 啓発活動
 - ・市民および事業者に対する 3R に関する啓発
 - ・エコイベントの取り組みの推進
- リユース（再使用）及びリサイクル活動の支援
 - ・資源集団回収団体に対し、遠野市公衆衛生組合連合会を通じて奨励金を交付
 - ・公共施設、観光施設等でのごみの分別の徹底と資源回収
- 生ごみの減量化に向けた取り組み
 - ・生ごみ処理機、生ごみ処理容器の普及啓発
 - ・遠野市公衆衛生組合連合会との連携による生ごみの減量推進
 - ・遠野市総合食育センター等の生ごみ減量と資源化の検討
- リサイクル製品の使用促進
 - ・グリーン購入法に基づき、事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の再生品の使用推進
 - ・県再生資源利用認定品の利用促進
 - ・電子メール・庁内 LAN・プロジェクターなどの利用や両面コピーの徹底、再生紙の利用促進などによる用紙類の削減
- 事業者への啓発
 - ・事業活動に伴って発生するごみの処理が事業者責任であることを周知徹底する
 - ・資源回収事業者等の紹介、情報提供
 - ・許可業者による搬入ごみの分別状況調査などを実施し、分別の徹底を指導する
 - ・ごみの減量とリサイクルに取り組んでいる事業所等を推奨し、取り組みの啓発に努める
 - ・建設工事に伴う指定副産物のリサイクルの推進

2 ごみ処理手数料有料化の検討

(1) ごみ処理手数料有料化の目的

国の方針として、ごみ処理手数料の有料化は、①一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、②排出量に応じた負担の公平化、③住民の意識改革を目的とし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための手段として位置づけられています。

全国では 1,094 市区町村で家庭系ごみの有料化が実施されており、実施率は 62.8%と過半数を超えています。

表 4-2 全国市区町村の有料化実施状況（2015 年 7 月現在）

		総数	有料化実施	有料化実施率
全国	市区	813	457	56.2%
	町	745	518	69.5%
	村	183	119	65.0%
	合計	1,741	1,094	62.8%
岩手県全体		33	1（北上市）	3.0%

※山谷修作ホームページ「ごみ有料化情報」より

ここでの「有料化」は、家庭系もえるごみの定日収集・処理について、市区町村に収入をもたらす従量制手数料を徴収すること、との定義による。

（2）ごみ処理手数料有料化の方向性

平成 18 年 7 月に本市、花巻市、北上市、西和賀町の 3 市 1 町で「岩手中部地区家庭ごみ有料化等検討委員会」を発足し、ごみ処理手数料有料化について検討を重ねてきましたが、本市では現在家庭ごみ、事業系ごみ、粗大ごみ等手数料の有料化はしていません。周辺自治体では、処理施設への直接持ち込みや事業系ごみの有料化が実施されています。

ごみの減量に向けての方策の一つとして、有料化について引き続き検討をしていく必要があります。

なお、アンケート調査結果から「無料のままが良い」と回答した理由で「不法投棄や野外焼却が増える」「有料化の前に、減量化の取り組みを進めた方がよい」が「経済的負担が増える」に次いで上位を占めていることから、並行してこれらの対策を検討していきます。

第3節 ごみのリサイクルを推進する施策

1 資源循環型社会の確立

(1) 分別精度の向上

「混ぜればごみ、分ければ資源」といわれるように、まずは、排出源での分別を周知徹底し、分別精度の向上を図ることが、効率的で質の高い資源の循環利用につながります。

特に、もえるごみに含まれる資源化可能な紙ごみの分別を市民・事業者に対し徹底します。

事業者に対しては、紙ごみのみならず、びん、缶、ペットボトル等の民間処理業者でリサイクル可能な資源ごみについては、処理業者の情報提供などを行い、リサイクルの推進と行政施設への搬入量の半減を目指します。

表 4-3 分別搬入された資源ごみ量の実績と目標

(単位： t)

分別品目	実績					目標		
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H32年度		
家庭系	紙類	863	935	1,022	1,019	1,034	(16%)	1,007 (18%)
	ペットボトル	59	60	64	69	68	(1%)	67 (1%)
	プラスチック	-	24	155	181	197	(3%)	192 (3%)
	衣類	-	-	-	-	85	(1%)	83 (1%)
	缶類	94	98	95	94	92	(1%)	90 (2%)
	びん類	295	334	320	308	284	(4%)	250 (4%)
	小型家電	-	-	-	-	-	(0%)	10 (0%)
	分別資源物合計	1,311	1,451	1,656	1,671	1,760	(26%)	1,699 (30%)
	家庭系ごみ(集団回収含む)	6,713	6,846	6,766	6,736	6,658	(100%)	5,650 (100%)
	分別率	19.5%	21.2%	24.5%	24.8%	26.4%		30.1%
事業系	紙類	102	208	133	125	130		55
	ペットボトル	1	2	2	3	3		2
	プラスチック	-	-	3	4	4		2
	缶類	3	8	2	4	3		2
	びん類	48	63	68	68	51		22
	分別資源物合計	154	281	208	204	191		83
総ごみ量	9,307	9,942	9,645	9,611	9,395		7,923	
分別率	15.7%	17.4%	19.3%	19.5%	20.8%		22.5%	

※ 集団回収により分別された資源ごみを含みます。

※ 小型家電は、平成27年度から分別回収。

※ () 内%は、家庭系ごみ(集団回収含む)合計に対する割合。

(2) 市民・事業者への意識啓発

市民、事業者に対しごみ出しルールとマナーの周知を図るため、ごみの正しい分け方・出し方及び収集日程表を全戸配布します。

また、市民・事業者・市が協働でごみ処理に取り組む体制づくりを進めるために、本計画の内容をホームページに掲載し、今後の本市のごみ処理についての目標や方向性について周知を図ります。

(3) 市広報・ホームページによる情報発信

市のホームページでは、ごみの正しい分け方・出し方、収集日程表の情報を掲載していますが、さらに、遠野テレビを活用したごみ分別辞典の情報提供をしていきます。

また、リサイクルが可能な資源物の店頭回収や「マイバック運動」を推進し、ごみ減量や資源化に取り組んでいる店の情報を提供します。

環境への負荷ができるだけ小さいものを率先して購入する「グリーン購入」の推進や「エコショップいわて認定制度」の周知とPRを行います。

(4) 分別品目の拡大

平成 23 年度にプラスチック製容器包装、平成 26 年度に衣類の分別収集を開始しました。

また、平成 27 年度からは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」）に基づき、家庭に眠る使用済みの小型電子機器の回収に取り組みを始めました。

具体的には、市内の公共施設等に回収ボックスを設置し、デジタルカメラ・ノートパソコン・携帯電話などの家庭で使用済みとなった小型家電製品を回収し、併せてもえないごみや粗大ごみに混入している該当物を中間処理施設で選別し、小型家電として認定事業者に引渡し、有用金属の回収率向上に協力します。

2 啓発・活動支援

(1) 市民・事業者への活動支援

ごみの減量活動に取り組む遠野市公衆衛生組合連合会と連携し、「ごみ減量化物品購入助成制度」を今後も継続していくとともに、「資源集団回収奨励金制度」などを広く市民に周知し普及を促します。

(2) 環境学習の推進

ごみに関する情報提供や意識啓発は、若年層から始めるのが有効であると考えられるため、次代を担う子どもを対象としたごみ減量に関する勉強会を開催します。

また、自治会単位、各種団体、事業所などあらゆる機会を捉え、ごみ減量出前講座を実施します。

さらに、毎日市内を走行しているごみ収集車に環境標語を掲示し、環境啓発車（PR 車）として活用することにより、常に環境問題に対する意識を視覚に訴え、環境保全に対する市民の意識高揚を図ります。

これまで、清養園クリーンセンターでは施設見学者を受け入れています。新に整備された岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターにおいても施設見学の場を積極的に提供し、実際の処理現場に接することで、ごみに関する理解が深まる機会を提供していきます。

(3) 市民協働による推進

ごみの再資源化や再生品の利用などに関する情報提供や各地域で取り組んでいるごみの減量化、再資源化の活動の支援を行いながら、市民・事業者・行政の協働によりリサイクルの推進、資源の循環を図っていきます。

特に、実践団体として活動を展開している遠野市公衆衛生組合連合会と連携を密にし、ごみの減量や資源化に関する活動支援や不法投棄防止等に取り組みます。

【遠野市公衆衛生組合連合会の概要】

発 足	平成 18 年 4 月 1 日（市村合併に伴い新たに発足）
組 合 数	90 組合
目 的	身近な暮らしの中での資源循環型社会の構築に向けた意識啓発と実践に努め、「自然環境と人間生活の調和」を目指し、環境衛生の向上と自然環境の保全に努める。
事業内容	・研修事業 ・不法投棄監視パトロール ・資源集団回収奨励事業 ・公衆衛生活動事業 ・地域環境美化推進事業 ・環境パトロール事業 ・各種啓発事業

第4節 ごみの適正処理を推進する施策

1 分別収集の推進

家庭、事業所から排出されるごみの資源化を進めるため、排出段階で再生利用に配慮した区分で分別収集します。

(1) 適正な分別の啓発

表 4-4 市で分別収集するもの（4 種類 15 分別）

もえるごみ		木くず類、生ごみ、布類、ゴム類、プラスチック類、紙くず など	
もえないごみ		ガラス類、陶器類、金属類 など	
資源 ごみ	小型家電	デジタルカメラ、ノートパソコン、携帯電話など	
	衣類	衣類・服飾雑貨全般、本革・合成皮革製品など	
	紙類	新聞紙	
		段ボール	
		牛乳パック	牛乳パック（内側の白いものに限る）
		雑がみ	雑誌、本、マンガ、お菓子の箱、ティッシュの箱、包装紙、ポスター、カレンダー、チラシなど
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装マークのあるもの（トレイ類・カップ類・キャップ・パック類・発泡スチロール、緩衝剤、レジ袋など）	
	飲料缶	飲料用に限る（ジュース缶、ビール缶など）	
	ペットボトル	飲料用に限る（ジュース・しょうゆ・水など）リサイクルマークのついているものに限る	
	びん類	無色	飲料用および食品用に限る（ビール瓶と一升瓶は除く）
茶色			
その他			
粗大ごみ		可燃粗大（布団、ござ、カーペットなど） 不燃粗大（ガスコンロ、自転車、家具など） 廃家電（掃除機、ストーブ、ミシンなど）	

表 4-5 市で収集しないもの

産業廃棄物		建築廃材、コンクリート、石材、産業用機材、農業用廃プラスチック類、事業系ごみ
処理困難物	適正処理困難物	廃タイヤ、火薬類、ペンキ類、劇薬、農薬類、ガスボンベ、スプリング入りマットレス、バッテリーなど
	特別管理一般廃棄物	PCB 使用製品、ごみ焼却施設から生じるばいじん、感染性一般廃棄物、在宅医療廃棄物
家電リサイクル法に係る4品目		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機
資源有効利用促進法による対象パソコン		ディスプレイ類

(2) 適正処理困難物の対処方針

適正処理困難物とは、市が行うごみ処理事業において適正な処理が技術的、設備的又は経済的に不可能または困難なものと定義されています。全国的に困難と認められる「廃タイヤ」「廃テレビジョン受像機（25 型以上）」「廃電気冷蔵庫（250 リットル以上）」「廃スプリング入りマットレス」が廃棄物処理法に基づき指定されています。

処理が困難とは「施設を損傷する」、「労働安全衛生上の問題がある」という概念も含まれ、重量や容積の大きいものなどに加え、有害性や爆発性を有するものも含まれます。

本市では、主に以下に示す品目を処理困難物としています。これらは、状況の変化に即して見直しをしていきます。

表 4-6 処理が困難なもの

処理困難物	対処方針
廃タイヤ、火薬類、ペンキ類、劇薬、農薬類、ガスボンベ、オートバイ、刈払機の刃、農機具、リヤカー、オイル、スプリング入りマットレス、水銀体温計、消火器、バッテリー類、注射器、ドラム缶、業務用印刷機、ボタン電池、ニッカド電池、鉛、便器、風呂釜、火災廃材など	種類に応じて、販売店への返却指導の徹底及び産業廃棄物処理業者の紹介

(3) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物とは、廃棄物処理法の政令により規定されている「PCB を使用した部品」「ばいじん」「感染性一般廃棄物」をいいます。

感染性一般廃棄物は、収集・運搬の際に必ず焼却、溶融、滅菌、消毒といった中間処理を行い、密閉できる等の条件を備えた容器に収納し、感染性を消失させることが義務付けられてお

り、医療機関は自らの責務において適正に処理することとされ、特別管理産業廃棄物業者に処理を委託しなければなりません。

本市では、遠野市医師会、遠野市薬剤師会等との関係機関との協議・協力のもと、原則として在宅医療に伴って発生する感染性廃棄物に相当する可能性のある廃棄物は、医療機関、薬局等において回収あるいは引取りにより適正処理するものとしています。

高齢化社会に向かい、これらの廃棄物は量の増大とともに種類の多様化も想定されます。今後も医療機関等との情報交換を密にし、引き続き状況の把握に努め、安全な処理体制について検討していきます。

2 適正処理計画

(1) 収集・運搬計画

家庭系ごみの収集・運搬は、ごみ集積所方式を継続し、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ及び粗大ごみの区分で、それぞれ別に定める日程により、業者に委託して収集します。

これら以外のごみは、排出者自ら又は許可業者に委託して、直接中間処理施設へ搬入するものとする。

集積所の増減については、地域の実情・要望などを踏まえ、地域の方々と随時検討していきます。

表 4-7 収集頻度と集積所数

		収集頻度	集積所数	1 か所あたりの世帯数
もえるごみ		遠野町、松崎町の一部 週 2 回 上記以外 週 1 回	559 か所	19.5 世帯
もえないごみ		月 1 回		
粗大ごみ				
資源ごみ	紙類			
	缶類、ペットボトル			
	びん類			
	プラスチック製容器包装	月 2 回		
衣類		随時	最寄りの地区センター 「回収ボックス」	
小型家電				

(2) ごみ排出ルールの順守・指導徹底

ごみ集積所の管理強化を図るため、各地区の実情に合った排出指導および不法投棄防止対策を遠野市公衆衛生組合連合会と協力しながら進めます。

3 中間処理計画

(1) 計画の方向性

平成 14 年 11 月に「岩手中部広域行政組合」を設立し、本市、花巻市、北上市、西和賀町の 3 市 1 町で広域処理にむけ施設整備等に取り組んでいます。

平成 27 年 10 月には岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターが稼働し、3 市 1 町のもえるごみの処理を一元化しました。

もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理についても、岩手中部広域行政組合の整備計画に照らし、中間処理施設の整備状況を踏まえ、本市の実情にあった処理方法を検討します。

(2) 中間処理方法

ごみ種別の中間処理方法はフロー図に示すとおり、もえるごみは岩手中部クリーンセンターで処理しますが、それ以外は当面従来どおり清養園クリーンセンターで処理します。

- もえるごみ、可燃性残渣
旧し尿処理施設跡地に整備した遠野中継センターを経て、岩手中部広域行政組合の岩手中部クリーンセンターで処理します。
- もえないごみ、不燃性残渣
もえないごみ及び粗大ごみは、廃棄物再生利用施設の破碎選別施設で、破碎・選別・資源回収を行います。
- 資源ごみ
鉄・アルミニウムは破碎選別施設で破碎後、再商品化事業者へ引渡し、資源化を行います。
小型家電・衣類・紙類・びん類・ペットボトルは、ストックヤードに保管後、再商品化事業者へ引渡し、資源化を行います。

(3) 施策内容

- 清養園クリーンセンターの適正な運転維持管理
適正な中間処理を行うため、遠野中継センター並びに再生利用施設の適正な補修とメンテナンスを継続し、安全性を重視した運転管理を継続します。
また、周辺地域の環境保全のために、周辺環境への影響についての監視も継続します。
- 広域リサイクルセンターの整備
もえるごみと同様に、もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみについても、将来的には岩手中部広域行政組合を主体とした広域のリサイクルセンターの整備を検討します。
施設整備に際しては、既存の再生利用施設の運転状況や老朽化の状況を勘案し、極力延命化を図りながら、平成 37 年度供用開始を目途に検討を進めます。

遠野市(今後)

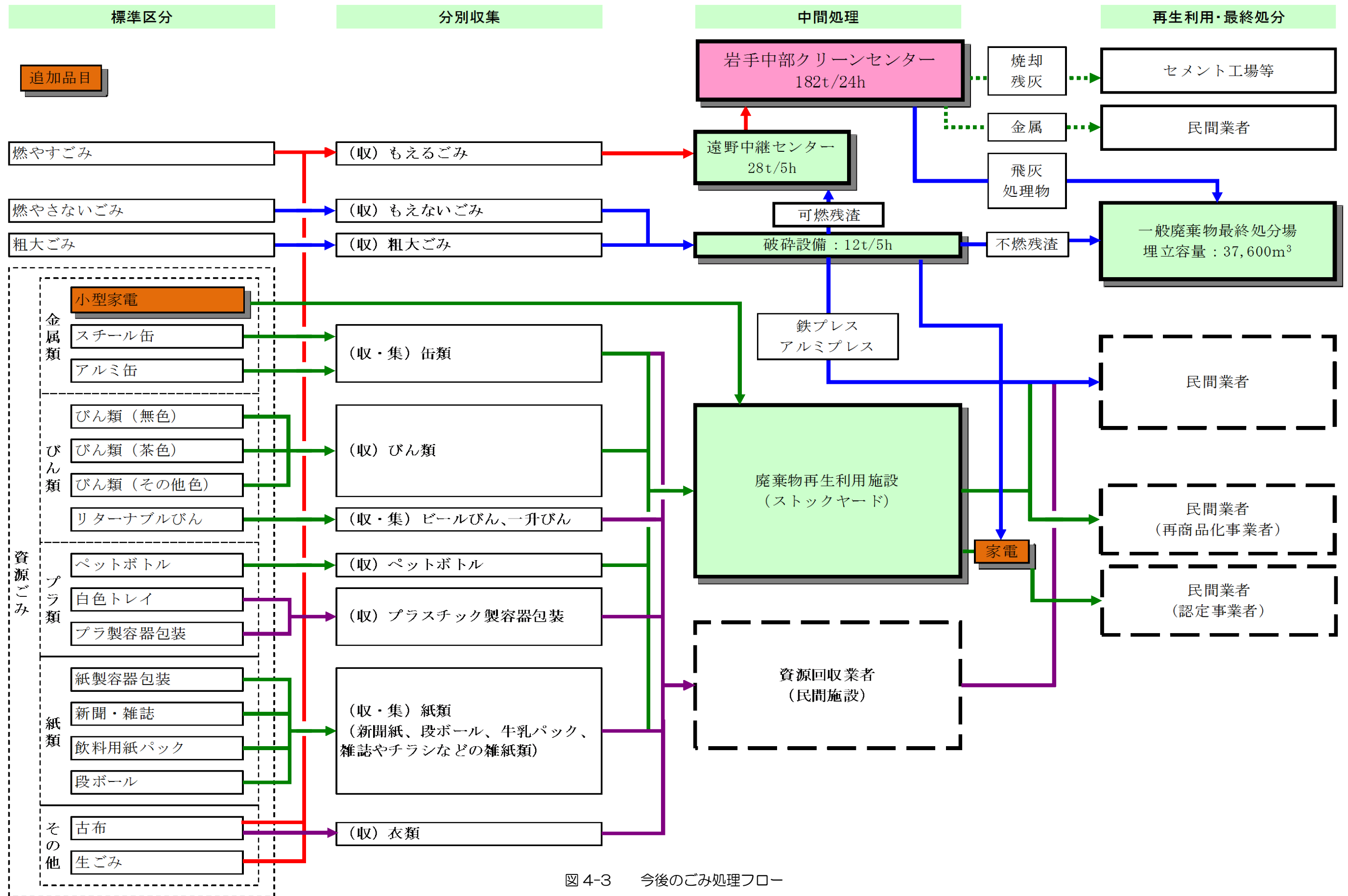


図 4-3 今後のごみ処理フロー

4 最終処分計画

(1) 最終処分場の適正管理の推進

現在埋立処分を行っている遠野市最終処分場については、環境対策として環境基準を順守し、適正な維持管理を行うとともに、周辺環境についても定期的な調査を行い、結果を公表するなど、安心な埋め立て処分を心がけます。

また、限られた処分容量を有効利用するために、資源ごみの分別徹底など、最終処分場の長期使用を図ります。

なお、中間処理施設と同様に将来的には岩手中部広域行政組合を主体とした広域処分場の確保に向け、地域全体で合理的な最終処分場の活用を検討していきます。

表 4-8 遠野市一般廃棄物最終処分場の状況（平成 25 年度）

設置主体	埋立容量	埋立量	残余容量	浸出水処理	設置年月
清養園クリーンセンター	37,600 m ³	1,311 m ³	20,842 m ³	有り	平成 14 年 4 月

(2) 災害時の総合的なごみ処理対策

大規模な災害時には、大量のがれき、粗大ごみ等が発生し、通常時のごみ処理量を大きく超えることが予想され、ライフライン施設の被害や道路交通の遮断などにより、ごみ収集効率の低下が予想されます。

本市では、「遠野市地域防災計画」に基づき、災害廃棄物を迅速かつ安全に処理するため、平常時から関係団体や他都市との支援体制が円滑となるよう、一般廃棄物に係る防災体制の整備を行います。

なお、災害廃棄物一時集積地は次の通りです。

遠野市綾織町新里 30 地割 19 番地	2,581 m ²
遠野市宮守町上宮守 18 地割 15 番地 2	2,029 m ²

(3) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策については、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」を結んでいる郵便局からの情報や、遠野市公衆衛生組合連合会、警察等の関係機関との連携など既存体制を活用した、定期的なパトロールの実施により監視を継続し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。

特に、不法投棄が多発する場所には、不法投棄防止看板を設置するとともに、監視カメラを設置するなど、防止に努めます。

啓発活動としては、環境美化活動や不法投棄防止キャンペーンなどを広報遠野や市ホームページへの掲載により、市民や事業者に呼びかけ、不法投棄防止に対する意識啓発を図ります。

また、環境パトロール強化の検討、地域・団体・会社ボランティアなどによる取り組みの啓発も図りながら、市民、事業者、市が協働で不法投棄防止に取り組む体制の整備と不法投棄をさせない、許さない環境の整備に努めます。